

- ① 事前アンケート結果、テーマ別の意見・質問共有
- ② **最近のトピック**（各省報道発表資料等）
- ③ 物流改正法ご質問への回答
- ④ 公正取引委員会からの説明  
「下請法は“取適法(トリテキホウ)”へ改正のポイント」
- ⑤ 参考資料

最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年12月11日～令和8年1月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元コード
<p>「トラック運送業における適正取引推進ガイドライン」を改訂しました。  <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000004.html</a></p>	R7.12.11	国土交通省	
<p>(令和7年12月23日)運送事業者間の取引における下請法違反被疑事件の集中調査の結果について  <a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251223_unso_tyousa.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251223_unso_tyousa.html</a></p>	R7.12.23	公正取引委員会 中小企業庁	
<p>「ダブル連結トラック」の利用に関するアンケートを実施します            ～導入促進に向けたアンケートにご協力ください！～  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002035.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_002035.html</a></p>	R7.12.23	国土交通省	
<p>トラック・物流Gメンによる「集中監視月間」の取組を踏まえた国土交通省の対応について— 貨物自動車運送事業法に基づく「勧告」を1件実施 —  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000348.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000348.html</a></p>	R7.12.23	国土交通省	

# 最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年12月11日～令和8年1月20日※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元コード
<p>令和8年度農林水産関係予算概算決定について  <a href="https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/yosan/251226.html">https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/yosan/251226.html</a></p>	R7.12.26	農林水産省	
<p>パートナーシップ構築宣言のひな形を改正します(令和8年1月1日改正)  <a href="https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251226002/20251226002.html">https://www.meti.go.jp/press/2025/12/20251226002/20251226002.html</a></p>	R7.12.26	経済産業省	
<p>(令和7年12月26日)令和8年度公正取引委員会予算等の概要  <a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251226yosan.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/251226yosan.html</a></p>	R7.12.26	公正取引委員会	
<p>(令和7年12月26日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について  <a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512_roumuhi.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512_roumuhi.html</a></p>	R7.12.26	公正取引委員会	
<p>令和7年10月の宅配便の再配達率は約8.3%  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000956.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000956.html</a></p>	R7.12.26	国土交通省	

# 最近のトピック（関係省庁報道発表より） 令和7年12月11日～令和8年1月20日 ※順不同

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元コード
<p>令和8年度コンテナターミナルゲートの高度化に対する補助事業の公募を開始します～コンテナターミナルにおける生産性の向上と労働環境の改善に向けて～</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000217.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/port02_hh_000217.html</a></p>	R8.1.5	国土交通省	
<p>令和7年度補正予算及び令和8年度当初予算案を踏まえた中小企業等関係予算等について</p> <p><a href="https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r8/r7_r8_shokibo.pdf">https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/r8/r7_r8_shokibo.pdf</a></p>	R8.1.6	中小企業庁	
<p>トラック運送事業の適正原価に関する実態調査への協力依頼について</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000129.html">https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000129.html</a></p>	R8.1.7	国土交通省	
<p>「プロドライバーの健康管理・労務管理の向上、飲酒運転防止による事故防止に関するセミナー」を開催します</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000119.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000119.html</a></p>	R8.1.13	国土交通省	

# トラック運送業における適正取引推進ガイドライン(一部資料抜粋)

## トラック運送業における適正取引推進 ガイドライン

平成 20 年 3 月 14 日  
平成 27 年 2 月 12 日改訂  
平成 29 年 8 月 4 日改訂  
令和 2 年 4 月 21 日改訂  
令和 3 年 11 月 24 日改訂  
令和 4 年 12 月 26 日改訂  
令和 7 年 12 月 11 日改訂

国土交通省

### 第2章 取引上の問題点と望ましい取引形態

この章において取り扱う内容は、物流特殊指定、取適法、及び振興法のみならず、貨物自動車運送事業法に関するものも含められている。  
そのため、物流特殊指定、取適法又は振興法に係ることに限定される記載以外のものは、貨物の運送を依頼する者（荷主や元請など）を「運送委託者」、その委託を受ける者（実運送事業者など）を「運送受託者」とした。

#### 1. 運賃・料金の設定



##### (1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 個別の運送内容を考慮せずに、一律一定率の引下げをして、通常支払われる運賃を大幅に下回る運賃にすること
- 運送委託者が、自らの目標額、予算等を基準として、通常支払われる運賃を大幅に下回る運賃を、一方向に提示すること
- 経路・距離・積込状況等が変化した場合に、運賃を大幅に引き下げることを求めること
- 特定の運送内容にのみ、運賃を大幅に引き下げることを求めること
- 同種の運送内容に、通常支払われる運賃を大幅に引き下げることを求めること

#### 5. 荷待ち時間の改善



##### (1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送委託者が、運送受託者の都合による荷待ち時間の実態を把握しているにもかかわらず、計画的な発注や積込等の対策を講じないこと
- 運送委託者の都合により、出発時刻・到着時刻が変更され、運送受託者に、待機時間料等の追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担しないこと
- 運送委託者の都合により、運送受託者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しないこと
- 運送委託者が、着荷主の都合により待機時間が発生しているにもかかわらず、待機時間発生の問題を特定せず、対策を講じないこと
- 着荷主の都合により、荷卸し時刻が変更され、運送受託者に追加費用が生じたにもかかわらず、運送委託者が費用負担しないこと

#### 6. 書面の交付、作成、保存



##### (1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 物にスポット取引において、運送委託者が運送受託者に対して、電話による口頭のみによる運送依頼を行うこと
- 4条明示において、運賃・料金、支払期日、支払方法等の記載の不備があること
- 口頭による運送依頼の取引慣行により、「運賃・料金」「支払期日」「支払方法等」基本事項が不明確となっていること
- 契約が書面交付されていないので、責任の範囲が曖昧な状況となっていること
- 契約が書面交付されていても基本契約に関するものが中心となり、運賃等重要な契約事項は書面交付されていないこと

## 令和7年4月の改正トラック法 令和8年1月に施行された中小受託適正化法(取適法) 並びに受託中小企業振興法(振興法)の内容を反映

#### 4. 運送に係る附帯業務の提供



##### (1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送委託者は、運送受託者の運転手等に依頼し、契約で定められていない業務（発荷主・着荷主の倉庫内荷役、ピッキング、仕分け、積込、検査・検取、ラベル貼り等）について、無償で実施させること（契約外の無償による附帯業務）
- 運送受託者に対し、当該運送受託者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせること

##### (2) 関連法規の留意点

###### ○ 物流特殊指定の留意点

物流特殊指定の適用対象となる取引を行う場合、特定荷主が、金銭、役務その他の経済上の利益を提供することにより、特定物流事業者の利益を不当に害することは、物流特殊指定第1項第6号に該当し、撤廃禁止法に違反するおそれがある。

###### ○ 取適法の留意点

取適法等の適用対象となる取引を行う場合、委託事業者が、自己のために中小委託事業者に対して無償の労務提供を強要することにより、中小受

託事業者の利益を不当に害する行為は、取適法第5条第2項第2号の「不当な経済上の利益の提供要請」に該当し、取適法に違反する。

###### ○ 貨物自動車運送事業法の留意点

運送契約において、契約に定められていない役務を無償で要求することは、運転手の拘束時間の長時間化を招き、過労運転の原因となり、安全運行を阻害する行為になる。この結果、輸送の安全の確保を阻害することとなる場合には、貨物自動車運送事業法第15条や第21条の規定に該当するおそれがある。また、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主等への是正指導の対象となりうることや、最終的には貨物自動車運送事業法第9条に基づき「荷主への勧告」を行うこともあり得る。

##### (3) 求められる取引慣行

###### ○ 運送委託者と運送受託者との取引

運送委託者が運送受託者に対し、附帯業務を依頼する場合は、運送受託者の直接的利益となることを明らかにした上で、十分な協議を行ったパートナーシップを結び、運送行為に伴う附帯業務の役割分担と費用負担に関し、標準貨物自動車運送契約に基づき、あらかじめ明確に取り決めておくことが求められる。

○ 運送委託者、運送受託者双方が附帯サービスは無償であるという認識を交えていくことが求められる。



#### 10. 協議に応じない一方的な代金決定の禁止

##### (1) トラック運送業において問題となる具体的行為類型

- 運送受託者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な運賃・料金の引き上げ額を提示して運賃・料金の引き上げを求めたにもかかわらず、荷主が協議に先立ち、コスト上昇の根拠として具体的な算定することが容易でない詳細な情報の提示を求め、協議の実施を困難にさせ、結果として、勝手に引き上げた額を取引額とすること
- 運送受託者がコスト上昇分につき経済の実態が反映されていると考えられる公表資料に基づき具体的な運賃・料金の引き上げ額を提示して運賃・料金の引き上げを求めたのに対し、コスト上昇の状況を踏まえた合理的な説明や根拠資料の提供を一切せず、従前の運賃額を据え置き、又は勝手に引き上げた額を取引額とすること
- 荷主からの運賃・料金引き下げ要求に際し、その理由に関する説明を求めたのに対し、要求に応じない場合には取引量を減らしたり打ち切ったりすることを示唆した上で、他に理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、従前の運賃・料金額から引き下げた額を運賃・料金額と定めること



## 概要

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法の執行を通じた取引の適正化の取組を更に効果的なものとするため、特定の業種・業界における下請法違反被疑行為について集中的に調査を行い、下請法に違反する行為等が認められた事業者に対して、迅速に指導等を行う集中調査を新たに実施。

→ 令和7年4月以降、**運送事業者間の取引における下請法違反被疑行為について集中調査**を行い、運送事業者に対して、**2件の勧告及び530件の指導**を行うとともに、中小企業庁において下請Gメンによるヒアリングを実施した。

## 主な違反行為の傾向と改善のための取組（指導事例等）

### 書面の不交付・記載不備

- ・運送業務を委託する際、**発注書面等を交付していなかった。**
- ・運送業務以外の役務（荷待ち、積込み・取卸し等）を委託しているにもかかわらず、委託する際に当該役務を「**提供される役務の内容**」として記載していなかった。

### 買ったとき

- ・コスト上昇局面において、受託側の運送事業者と協議を行うことなく**代金を据え置いていた。**
- ・受託側の運送事業者が代金の引上げを求めたにもかかわらず、理由を**書面等で回答することなく、代金を据え置いていた。**
- ・委託内容として発注書面等に記載しているにもかかわらず、運送業務以外の役務について**協議を行わず、その代金を支払っていなかった。**

### 不当な経済上の利益の提供要請

- ・委託内容として発注書面等に記載していないにもかかわらず、**運送業務以外の役務（荷待ち、積込み・取卸し等）を無償で行わせていた。**
- ・有料道路の利用が必要な運送業務であるにもかかわらず、**有料道路の利用料金**を受託側の運送事業者に負担させていた。

- ✓ **運送業務以外の役務**を委託しているにもかかわらず、委託内容として記載していない運送事業者に対して、**具体的に明記**するよう指導。
- ✓ 発注書面等に「**その他一切の附帯業務**」という記載をしていた場合、役務の内容について**運送業務以外の役務を明確にする**よう指導。

- ✓ 運送事業者に対して、受託側の運送事業者との**十分な価格協議を行う場**を設けるよう指導。
- ✓ 協議の際には、**昨今の労務費等のコスト上昇**を考慮し、**十分な協議を行った上で代金の額**を定めるよう指導。

- ✓ 運送業務以外の役務の内容を**運送業務とは区別して定め**、当該役務に係る対価について**十分な協議**を行い、適正な対価を定めて支払うなど、**受託側の運送事業者の利益を不当に害さない**よう指導。

## 今後の対応等

**運送事業者間の取引においては、取適法、トラック法等の関係法令の遵守を徹底し、物流業界全体で事業者間の対等な価格交渉の確保への機運を醸成しながら、取引適正化を進めていくことが求められる。**

- ・物流業界の取引適正化を阻害する行為に対して**シームレスに対応**するため、公正取引委員会、中小企業庁及び国土交通省との3省庁で執行情報の共有を行う**連絡会議を定期的**に開催するなど、一層の執行連携に取り組んでいくこととする。
- ・公正取引委員会及び中小企業庁は、取適法に違反する又は違反するおそれのある行為については迅速かつ厳正に対応していくこととする。

## 勧告及び指導事例の概要

## 1 勧告事例の概要

事業者名	行為の概要	関係法条 措置日
南日本運輸倉庫株式会社	<p>南日本運輸倉庫株式会社は、自らが荷主から請け負う食品の運送の全部又は一部を他の運送事業者へ委託しているところ、令和6年6月から令和7年9月までの間、次のア及びイの行為により、代金の額を減じていた。</p> <p>ア 「元請管理手数料」等の額を代金の額から差し引き又は支払わせていた。</p> <p>イ 前記アの額を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で支払させた際に、振込手数料の額を支払わせていた。</p> <p>減額金額は、受託側の運送事業者6名に対し、総額1896万4276円である。</p>	<p>第4条第1項第3号 (減額) (令和7年12月4日)</p>
センコー株式会社	<p>センコー株式会社は、荷主から請け負う貨物の運送を他の運送事業者へ委託しているところ、</p> <p>ア 令和4年12月から令和7年11月までの間、受託側の運送事業者17名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で荷積み及び荷卸し並びにその他運送に附帯する業務を行わせることにより、受託側の運送事業者の利益を不当に害していた。</p> <p>イ 令和4年12月から令和6年3月までの間、自社が貨物の荷積み又は荷卸しの準備を終えていなかったなど自社の都合により、受託側の運送事業者19名に対し、自社が管理する施設内において、自己のために無償で貨物の受渡しのための待機を長時間行わせることにより、受託</p>	<p>第4条第2項第3号 (不当な経済上の利益の提供要請) (令和7年12月12日)</p>

	側の運送事業者の利益を不当に害していた。	
--	----------------------	--

# ダブル連結トラックの利用に関するアンケート

○ダブル連結トラックの導入促進に向けて、現在の運行状況、高速道路・駐車スペースの利用状況、通行支障箇所などについて、利用者等に対するアンケートを実施。

## 1. 調査対象:

現在、ダブル連結トラックを運行している貨物運送事業者や、導入を検討している事業者等

## 2. 調査期間: 令和7年12月23日(火)～令和8年1月30日(金)

## 3. アンケート内容:

アンケートにご協力いただける方へ  
 アンケートにご協力いただける方は、下記送付先までメールにてご連絡ください。

件名：【回答希望】ダブル連結トラックに関するアンケート  
 本文：氏名(ふりがな)、所属、連絡先(電話番号、メールアドレス)  
 送付先：hqt-keicho1★gxb.mlit.go.jp (★を@に置き換えて送付願います)  
 (取得した個人情報は適切に管理し、必要な用途以外に利用しません。)

調査項目	調査内容
現在の利用状況	ダブル連結トラックの保有台数、運行状況、導入予定 等
高速道路・ 駐車スペースの利用	主な通行路線/休憩場所、今後の計画 等
通行支障	道路事情により通行を断念/難航した経路 等
通行区間等の拡充	拡充を希望する区間/車両、特殊車両通行確認制度の利用状況 等
駐車マス	駐車マスの新規設置/増設を希望するSA・PA、予約制駐車マスの利用状況 等
その他	各社での利用促進のための取組 等

# 集中監視月間(10月・11月)におけるトラック・物流Gメンの活動

## ■トラック・物流Gメンとは

- ✓ トラック・物流Gメンは、物流2024年問題の解決を目指すため**2023年7月に国土交通省が創設した調査・指導部隊**
- ✓ 様々な手法による情報収集や、違反原因行為の疑いのある**荷主・元請事業者等に対する是正指導**を実施
- ✓ 2024年11月より、**倉庫業者を情報収集対象に追加**
- ✓ 各都道府県トラック協会のGメン調査員とともに、**総勢360名規模**で活動

**是正指導の実施件数 (集中監視月間)**

- 勧告 : 1件 (荷主1)
- 要請 : 7件 (荷主6、元請1)
- 働きかけ : 363件 (荷主249、元請78、その他36)

⇒ **計371件**の法的措置を実施

**主な違反原因行為**

- 長時間の荷待ち (39%)
- 契約にない附帯業務 (29%)
- 運賃・料金の不当な据置き (15%)
- 無理な運送依頼 (6%)
- 異常気象時の運送依頼 (6%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)

**Gメン調査員からの情報提供**

- 集中監視月間中、運輸支局へ**計50件**の報告

**荷主パトロール訪問件数**

- 公正取引委員会との合同実施を含め、**計1,473件**



## ■集中監視の実施 (2025.10~11)

- ✓ 本年8月に実施した「**違反原因行為の実態調査**」等により入手した情報に基づき、**悪質な荷主や元請事業者等に対する監視を強化**。
- ✓ また、荷主、元請事業者等に対し、長時間荷待ちの解消等に**荷主が配慮することの重要性**について理解を得るための**周知・協力要請等の荷主パトロール等をGメン調査員等の関係機関と連携し実施**。

## ■倉庫業者からの情報収集

- ✓ **全国の倉庫業者へ倉庫業者に対する寄託者の振る舞いに係る調査を実施し、当該調査結果をトラック・物流Gメンに情報を共有**。

## ■公正取引委員会との連携

- ✓ 来年1月から取適法が施行されることを契機とし、**荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から全国規模で公正取引委員会と連携した周知啓発活動を実施**。
- ✓ **10月28日、29日の2日間**において、**全国のトラック・物流Gメン**が荷主の本社や着荷主の多い**東京に集結し、公正取引委員会やGメン調査員(トラック協会)と合同で大規模荷主パトロールを実施し、120社の荷主へ周知啓発活動を実施**。

# 集中監視月間に全国で実施した主な周知啓発活動

各地方運輸局と公正取引委員会地方事務所との合同荷主パトロール



大規模荷主パトロールin東京「出発式」



違反原因行為をしている疑いのある荷主等へ訪問しヒアリングを実施



SA・PAでトラックドライバーに対する聞き取り

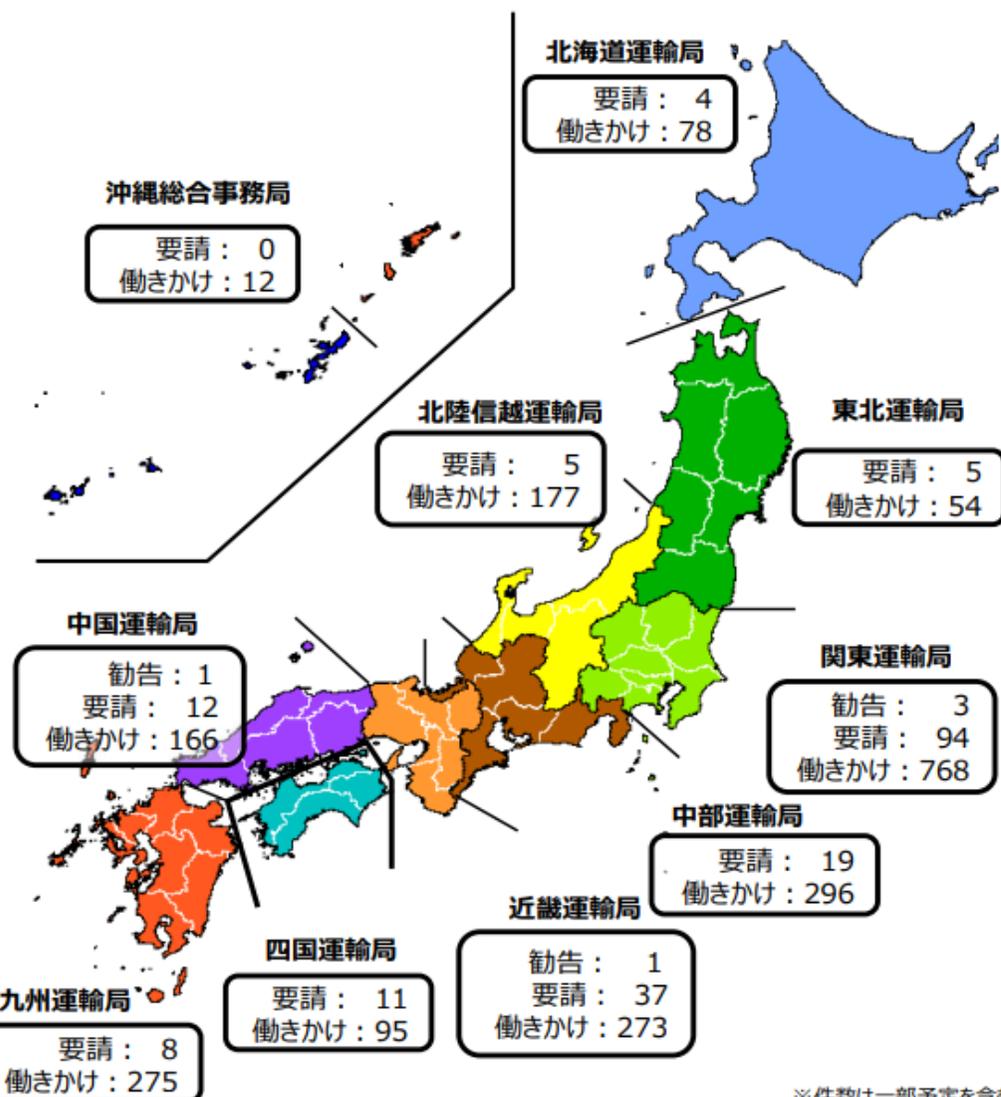


改正トラック法やGメン活動を紹介する説明会の開催



# トラック・物流Gメンの累計実績(令和7年11月末時点)

〈運輸局別働きかけ・要請・勧告実施件数〉 R1.7~R7.11



※件数は一部予定を含む。

## 働きかけ等の累計実施件数 (R1.7~R7.11) ※

- 勧告 : 5件 (荷主3、元請1、その他1)
- 要請 : 195件 (荷主106、元請83、その他6)
- 働きかけ : 2,194件  
(荷主1,540、元請554、その他100)

⇒ 計2,394件の法的措置を実施

## 主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち (47%)
- 契約にない附帯業務 (21%)
- 運賃・料金の不当な据置き (16%)
- 無理な運送依頼 (7%)
- 過積載運送の指示・容認 (5%)
- 異常気象時の運送依頼 (4%)

「勧告」を行った荷主等

別紙2

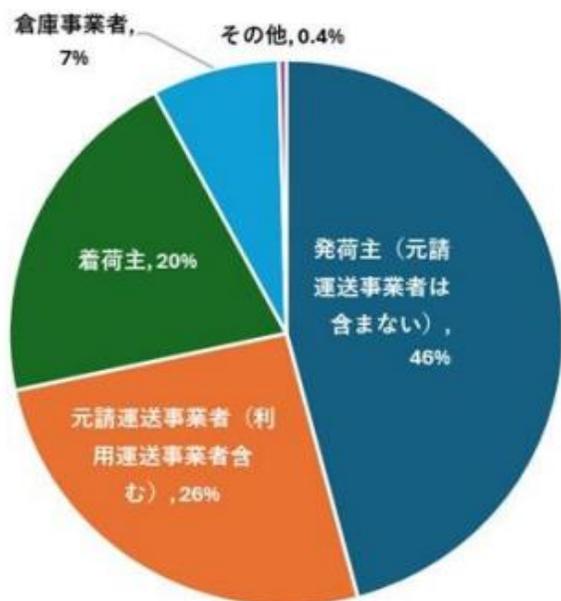
勧告を行った年月日	荷主等	氏名又は名称	本社所在地	違反原因行為の内容	(参考)	
					要請を行った年月	違反原因行為の内容
令和7年12月23日	荷主	大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市	長時間の荷待ち	令和5年9月29日	・長時間の荷待ち

# 違反原因行為に係る実態調査の結果（概要）

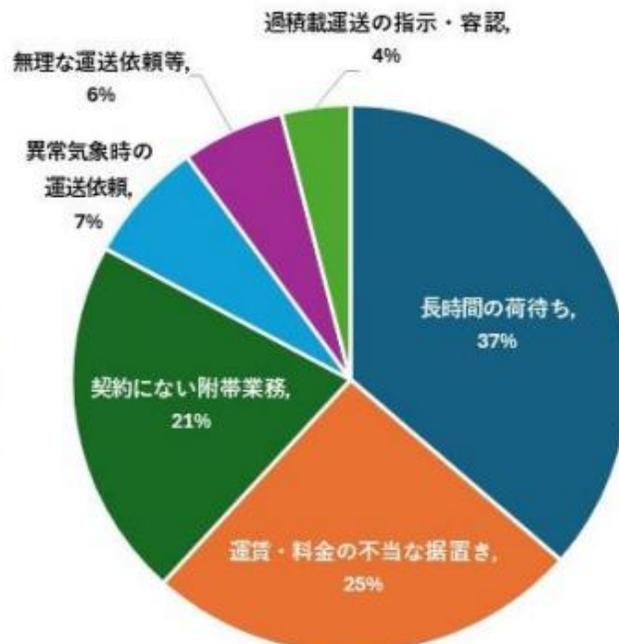
◆ R7年8～9月にかけて、全トラック事業を対象にした調査結果は以下のとおり。

- 調査対象事業者数：約6万社
- 回答数：21,048件（R6：24,159件） ※同一事業者からの複数回答を含む。  
うち、違反原因行為があったと回答した件数：2,007件（R6：3,308件）
- 昨年度調査に比べて、すべての違反原因行為において件数が減少傾向ではあるが、以前として、食品・食料品の占める割合は多い。

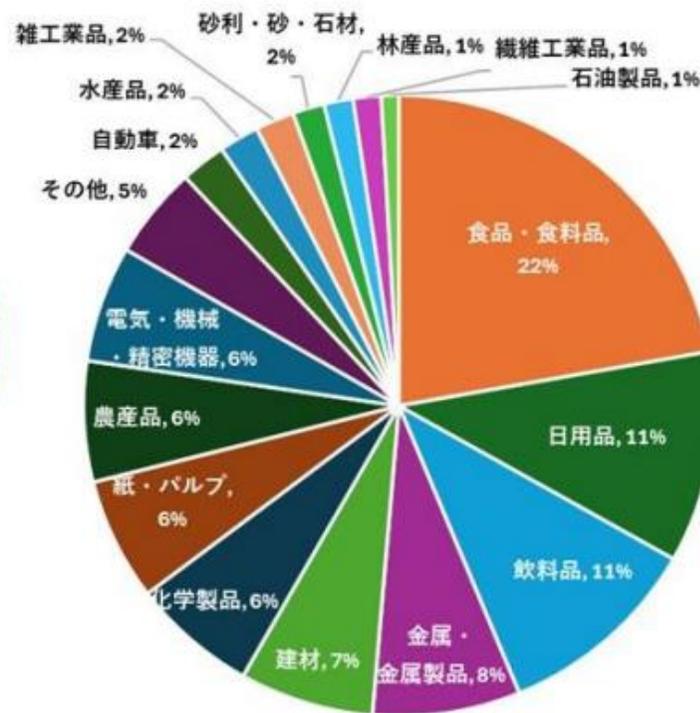
## 1. 違反原因行為を行っている疑いのある荷主の分類



## 2. 違反原因行為の割合



## 3. 違反原因行為ありの回答における輸送品目（複数回答）

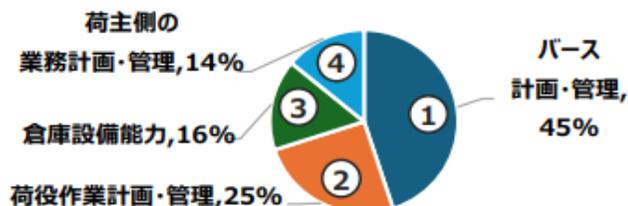


# 違反原因行為に係る実態調査の結果（主な傾向）

- ◆ 回答のあったトラック事業者のうち、**Gメンの活動を認知している割合は、約90%**となっている。
- ◆ 違反原因行為の実態調査を基にGメンが追加でトラック事業者から詳細情報を収集したところ、違反原因行為の上位3位では、下記のような傾向があった。
- ◆ Gメンの是正指導の強化や荷主パトロール等の啓発活動の効果、また、改正物流法（R7年4月施行）などの総合的な施策により荷主の意識が改善されてきていることもあり、**違反原因行為の報告は約39%減少**している。

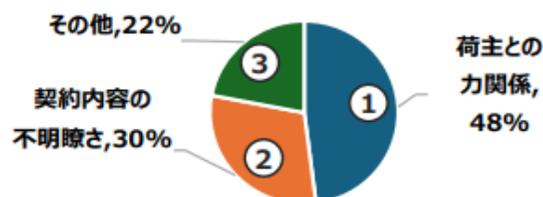
## 違反原因行為上位3位におけるトラック事業者が考える主な原因の内訳と声

### 長時間の荷待ち



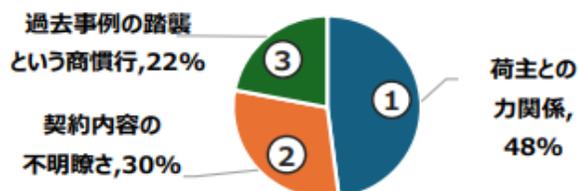
- ①：「倉庫で導入されているバース計画・管理システムをうまく活用できない。またそもそもシステムがなく、到着順となっている」、「荷主と倉庫側で伝票やデータの連携が取れず作業が遅延してしまう」等。
- ②：「倉庫の荷役作業の管理者や現場作業員の不足」、「荷主と運送事業者との連携が不十分」等。
- ③：「バース数が少ない」、「着荷主側の荷捌き場などの作業場所が不足」、「運送事業者が待機できる場所が荷主側倉庫にない」等。
- ④：「着荷主側の業務計画と実リソース（人員数、設備能力、など）との整合性が取れていない」等。

### 運賃・料金の不当な据置き



- ①：「荷主側の一方的な運賃・料金の決定」、「荷主側が運賃を上げないから運送業者にしわ寄せがいく。」、「話に行くと荷主から契約を解除・打ち切られるリスクがある」「荷主と親子関係にあるため交渉不可」等。
- ②：「荷主本社からの回答待ちで契約交渉が進まない」、「契約が複雑で交渉が進まない」「営業所ごとに契約をしているが、他の営業所では異なるという理由で、進まない」等
- ③：「荷主との交渉の機会がない」、「決定権が荷主本社のみで交渉窓口が遠い」、「入金時に減額されている。」、「ドライバーの維持が困難になっている。」等。

### 契約にない附帯業務



- ①：「附帯業務を断れない、拒否すると契約を打ち切りをそのかされる。」、「本社の承諾は得たが、支店では聞いていないと突き返される。」「作業負荷が高く、ドライバーが辞めていく」等。
- ②：「業務改善・定着している中でいつの間にか増えた附帯業務については、交渉が難しい」、「荷主との契約書記載の内容が古いままになっており業務範疇が曖昧」、「平日土日の区別なし」、「運用がコロコロ変わる」等。
- ③：「だいぶ前から附帯業務が常態化しており、賃金が厳しい現代でも今更言いづらい」、「バラ積やパレットの乗せ換えが生じているが、ずっとやっているので言えない」等。

新たな食料・農業・農村基本計画を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施しつつ、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興、環境と調和のとれた食料システムの確立等に向けた農林水産政策を推進し、農林水産業の持続可能な成長を実現

総額 2兆2,956億円 (2兆2,706億円)

※ ( )内は令和7年度当初予算額

1 食料安全保障の強化

○ 農業構造転換集中対策として、農地の大区画化等や中山間地におけるきめ細かな整備、共同利用施設の再編集約・合理化、スマート農業技術・新品種の開発、生産性向上に資する農業機械の導入、輸出産地の育成を推進	農業構造転換集中対策 494億円 (244億円)
○ 米の安定的な種子の生産・供給体制の構築、直播の導入、コスト削減に向けた産地全体で取り組む経営分析、先進技術の検証等を支援	米穀等安定生産・需要増強総合対策事業 15億円 (-)等
○ 水田での麦・大豆、米粉用米等の本作化、酒造好適米・新市場開拓用米・加工用米・米粉用米の生産性向上等の取組を支援	水田活用の直接支払交付金等 2,752億円 (2,870億円)等
○ 野菜、果樹、花き、茶・薬用作物、養蜂等の生産基盤強化、遺伝子解析技術等を活用した家畜改良の推進、肉用牛の出荷月齢の早期化	持続的生産強化対策事業 140億円 (142億円)等
○ 産地の収益力強化・物流の効率化等に向けた基幹施設、みどりの食料システム戦略等の推進に必要な施設の整備等を支援	共同利用施設の整備 338億円 (200億円)
○ 飼料生産に立脚した酪農・肉用牛支援、肥料の備蓄、飼料の増産や備蓄・流通合理化	飼料備蓄・増産流通合理化事業 18億円 (18億円)等
○ 合理的な価格の形成に向けた、コスト構造等に関する調査、取引状況監視体制(フードGメン)の強化	合理的な価格の形成 2億円 (1億円)
○ 物流の効率化、ラストワンマイル配送等に必要な移動販売車の導入などによる円滑な食品アクセスの確保	持続可能な食品等流通対策事業 4億円 (1億円)等
○ 品目団体等の輸出力強化、新市場の開拓や輸出の多角化、インバウンド起点による輸出拡大、知的財産の保護・活用等を支援	海外でのマーケット輸出の取組強化 32億円 (24億円)等
○ 食品産業と農林漁業の連携強化、食品産業の省力化投資の促進、食品ロス削減・プラ資源循環の促進、フードテックへの投資促進	食品産業と農林漁業等の連携強化 2億円 (1億円)等

2 農業の持続的な発展

○ 地域計画の見直し・実現の動きを後押しするため、担い手への農業機械の導入、地域外からの担い手の誘致、新規就農者の育成・確保や現場の状況に応じた施設整備等を総合的に実施	地域計画の実現に向けた支援 527億円
○ スマート農業技術の活用促進のための環境整備と導入の加速化、スマート農業技術を活用するサービス事業者の育成、新技術等の研究開発を推進	スマート農業技術活用促進集中支援プログラム 185億円 (182億円)等
○ 農地大区画化、水田汎用化・畑地化、水利施設の計画的更新や省エネ・管理省力化、ため池防災・減災対策、情報通信環境整備等の推進	農業農村整備事業<公共> 3,365億円 (3,331億円)等
○ グタ・ナラシ、収入保険、野菜価格安定対策、マルキンなどの経営安定対策の適確な実施	経営所得安定対策(グタ・ナラシ)所要額 2,462億円 (2,541億円)等
○ ワンヘルス・アプローチの推進の観点も含め、飼養衛生管理の向上や監視・防疫体制の強化、分割管理の推進、獣医療の提供体制整備、総合防除の推進など家畜伝染病、病害虫等への対応強化	家畜衛生等総合対策 77億円 (77億円)等

3 農村の振興

○ 官民共創の促進による地域課題の解決、農泊・農福連携など「里業」の推進、農村RMOの形成、荒廃農地の解消、農用地保全の推進	農山漁村振興交付金 70億円 (74億円)
○ 農地周辺での加害性の高い個体の重点的捕獲、柵管理の負担軽減などスマート鳥獣害対策の推進、クマ・シカ・イノシシの捕獲対策の強化、ジビエ利用の更なる拡大	鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進 100億円 (100億円)

4 環境と調和のとれた食料システムの確立

○ 環境と調和のとれた食料システムの確立に向けたモデル的取組の展開や有機農業の取組拡大など、みどり戦略に基づく取組の加速化	みどりの食料システム戦略推進総合対策 6億円 (6億円)
○ 化学農薬・化学肥料を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援	環境保全型農業直接支払交付金 28億円 (28億円)

5 多面的機能の発揮

○ 農業の多面的機能の発揮の促進を図るため、共同活動、中山間地域等における農業生産活動、環境保全に資する農業生産活動を支援	多面的機能支払交付金 500億円 (500億円)等
---	------------------------------

6 2050年ネット・ゼロ等に貢献する「森の国・木の街」の実現に向けた森林資源循環利用施策の総合的な展開

○ 川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進・林業経営体への森林の集積・集約化、路網の整備・機能強化、木材加工流通施設の整備、スマート林業技術の実装、担い手の育成・確保等による森林の循環利用の推進、「森業」の振興などを通じた山村地域の活性化	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策 154億円 (144億円)
○ JAS構造材やCLT等による国産材への転換・木造化等の推進	
○ 森林吸収源の機能強化、国土強靱化や森林の集積・集約化に向けた間伐や再造林、路網整備、林野火災対策、クマ・シカ等対策、花粉発生源対策にも資するスギ人工林の伐採・植替え等を推進	森林整備事業<公共> 1,271億円 (1,256億円)
○ 能登半島の複合災害等の教訓を踏まえた応急対策の強化や施工性の高い工種・工法の導入促進など、国土強靱化に向けた取組を推進	治山事業<公共> 628億円 (625億円)

7 海洋環境の激変に適応するための水産業の強靱化

○ 海洋環境の急激な変化をリアルタイムに把握するための資源調査・評価の推進及び管理体制の構築、水産流通適正化制度に基づく流通段階の情報伝達等の電子化等のIUU漁業対策の強化を推進	海洋環境の急激な変化を的確に捉える資源調査・評価の推進及び管理体制の構築 78億円 (70億円)等
○ 漁船の居住環境やインターネット環境整備等による収益性向上等に必要漁船のリース方式による導入、新規就業者が複数の指導漁業者の下で行う長期研修等の支援	漁業を魅力ある職業とするための働き方・職場環境の改善等 213億円 (202億円)等
○ 「海業」の全国展開、漁村環境の保全に向けた漁業者活動、簡単調理・掃除でアプローチする魚食普及活動や「さかなの日」等の官民協働による水産物の消費拡大の取組を推進	漁村環境の保全に向けた漁業者活動の推進 30億円 (32億円)等
○ 養殖技術立国の確立、漁業経営安定対策の着実な実施、国土強靱化等を推進する水産基盤の整備、拠点漁港の機能強化	水産基盤整備事業<公共> 738億円 (731億円)等

# 「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

## ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 委託事業者と中小受託事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※受託中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.html>)

## ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- (公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

## ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



＜ロゴマークに込められた思い＞  
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

## ④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

### 「宣言」の提出・掲載について

- (公財) 全国中小企業振興機関協会  
03-6228-3802  
提出先URL: <https://www.biz-partnership.jp>

### 「宣言」の内容について

- 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局  
● 中小企業庁取引課 03-3501-1511

当協会と都道府県協会の連携により  
中小企業を支援します。

公益財団法人  
全国中小企業振興機関協会



## 提出の流れ

以下のURLからご提出ください。

### 提出先

(公財) 全国中小企業振興機関協会

URL: <https://www.biz-partnership.jp>

ファイル形式: PDF形式

## 掲載に当たっての注意事項

- ・登録された宣言文は、(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにそのまま掲載されます。
- ・取適法第10条の規定に基づく勧告を受けたとき、フリーランス法第8条第1項及び第2項の規定に基づく勧告を受けたとき、独占禁止法第20条の規定に基づく排除措置命令を受けたとき、振興法第4条の規定に基づく指導、助言又は勧奨を受けるなど、中小受託事業者への影響を勘案し、宣言の趣旨に照らして掲載継続が適切ではないと認めるときには、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

## 「宣言」を作成すれば

- ・「宣言」企業は、「ロゴマーク」を使うことができます。名刺などに記載することで、取組をPRできます。  
<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#logo-mark>
- ・「宣言」企業に対して、一部の補助金の加点措置が受けられます。  
<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#subsidy>
- ・「宣言」企業が宣言に基づく取組を実施するための資金融資が受けられます。  
<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#loan>



令和8年度公正取引委員会予算等の概要

令和7年12月26日  
公正取引委員会

令和8年度予算案における公正取引委員会の予算及び機構・定員は、以下のとおりである。

1 予算：総額131億44百万円（対前年度△27億1百万円）

【重点施策別】

（単位：百万円）

区 分	令和7年度 当初予算額	令和8年度 予 算 額	対前年度 増△減額
1. 厳正かつ実効性のある独占 禁止法の運用	641	562 (2,209)	△79 (+1,568)
2. 取引適正化のための取組の 推進	796	1,232 (1,442)	+436 (+646)
3. 競争環境の整備	210	232 (302)	+22 (+92)
4. 競争政策の運営基盤の強化	294	213	△80
5. その他（既定人件費等）	13,904	10,905	△2,999
<b>合 計</b>	<b>15,845</b>	<b>13,144</b> <b>(15,072)</b>	<b>△2,701</b> <b>(△773)</b>
うち公正取引委員会計上	15,370	12,829 (13,109)	△2,541 (△2,261)
うちデジタル庁一括計上	474	315 (1,963)	△159 (+1,488)

注1：計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計等は一致しない場合がある。

注2：（ ）内の数字は、令和7年度補正予算に計上している額を含む。

注3：「5. その他（既定人件費等）」には、公正取引委員会の庁舎移転に係る経費を含む  
（令和7年度当初予算額：3,115百万円、令和8年度予算額：73百万円）。

2 機構・定員

○取引適正化検査管理官の新設、上席取引適正化検査官の新設・振替、取引適正化管理官（中部・近畿・九州事務所）の新設

○増員63人の内訳

取引適正化のための取組の推進 59人  
競争政策の運営基盤の強化 3人  
その他 1人

※ 事務総局定員995人（令和8年度末）

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局	
	官房総務課（予算関係）	03-3581-3574
	官房人事課（機構・定員関係）	03-3581-5475
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>	

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日策定）

## 概要

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者のそれぞれが採るべき/求められる12の行動指針及びそれぞれの行動指針に該当する具体的な取組事例を記載。
- ✓ 行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請法に基づき厳正に対処することを明記。

## 発注者・受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★発注者として採るべき行動／求められる行動

- ①経営トップの関与
- ②定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じ考え方を提案すること

### ★受注者として採るべき行動／求められる行動

- ⑦相談窓口の活用
- ⑧根拠とする資料
- ⑨値上げ要請のタイミング
- ⑩発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

### ★発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- ⑪定期的なコミュニケーション
- ⑫交渉記録の作成、交渉記録の双方での保管

- 業所管省庁を通じて、業所管団体（1,873団体）に周知。
- 総理からも行動指針の順守を要請、関係省庁連絡会議にてフォローアップを行う旨、発言。  
（政労使の意見交換 令和6年1月22日）

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の改正について

## 改正の きっかけ

- ✓ 令和7年5月の下請法改正（法律名も「取適法」に変更。令和8年1月施行。）により、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」が禁止されることから、同改正に対応する必要がある。
- ✓ 指針策定以降に公正取引委員会が実施した令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、事業者にとって参考となる事例（グッドプラクティス）を追記する必要がある。

## 改正のポイント

- 下請法改正（取適法施行）を踏まえ、「発注者としての行動②」等において、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨を明記。
- 令和6年度及び7年度特別調査の結果や各業法改正を踏まえ、下記のような業種において価格転嫁の取組がより一段進むよう、当該業界における先進的な取組（グッドプラクティス）を追加
  - ・ 注意喚起文書の送付件数が多い業種（例：情報サービス業、総合工事業）
  - ・ 受注者が価格転嫁を要請した割合が低い業種（例：放送業）
  - ・ 受注者が価格転嫁を要請した場合に取引価格が引き上げられた割合が低い業種（例：道路貨物運送業）
  - ・ 取引段階が深くなるほど価格転嫁が十分に進んでいない各種製造業（例：はん用機械器具製造業）
- 指針策定時固有の記載（指針策定当時の取引環境等に関する記載）の見直し
- 下請法改正に伴う所要の修正（例：「下請」の用語の修正等）

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）①

## 本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び中小受託取引適正化法（取適法）上の問題が生じない旨**を明記。

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定すること**、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示すこと**、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告し**、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

### ★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること**。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は中小受託取引適正化法上の買いたたきとして、受注者から協議の要請があった場合に、当該協議に応じず一方的に取引価格を据え置くことは、中小受託取引適正化法上の協議に応じない一方的な代金決定として、それぞれ問題となるおそれがある。

### ★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重すること**。

### ★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場に在ることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させること**。

### ★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつくこと**。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと**。

### ★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案すること**。

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）②

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、次頁の様式を活用することも考えられる。

### ★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

### ★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

### ★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

### ★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

### ★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

## 今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に周知活動を実施してきたところ、引き続き、**本指針の周知活動**を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び中小受託取引適正化法に基づき厳正に対処していく。**

また、事業者が**匿名で情報を提供できるフォーム**を作成し、広く情報を受け付けているところ、引き続き、第三者に情報提供者が特定されない形で、**各種調査において活用**していく。

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後） ③

## 追加した主な取組事例

### ★発注者として採るべき行動／求められる行動

#### ① 経営トップの関与

- ・ パートナーシップ構築宣言を、労務費転嫁指針を踏まえた内容に改定するとともに、その内容を全受注者に一斉に通知した。【はん用機械器具製造業】

#### ② 定期的な協議の実施

- ・ 毎年4月及び5月を、価格転嫁交渉を集中的に実施する月間と定め、価格転嫁交渉を網羅的に一斉に実施することとしている。当該月間を設定する以前は、各受注者との契約書上、契約の自動更新条項が設定されていたが、契約更新時に業務委託先との価格転嫁に係る協議を徹底するため、この条項は設定しないこととした。【放送業】

#### ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること

- ・ 転嫁を要請された労務費の上昇分について、公的指標に照らして要請額が低いと思われる事業者については、公的指標に基づく労務費上昇分まで転嫁を受け入れている。【生産用機械器具製造業】

#### ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

- ・ 受注者に工事全体の施工業者を確認できる資料を提出してもらい、受注者の取引先を業務ごとに把握している。さらに、受注者からその取引先への価格転嫁の状況についても確認しており、サプライチェーン全体で価格転嫁がなされるよう配慮している。【総合工事業】
- ・ 受注者だけでなく、その先の取引先についても、コストに影響するドライバー数等の実態を把握している。受注者に対しては、取引価格に、その先の取引先の値上げ分が含まれているかを確認した上で、要請額が妥当と判断すれば、当該値上げ分を含めた取引価格を受け入れている。【道路貨物運送業】

#### ⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

- ・ 受注者から、制作の過程で、当初予定から委託作業工数が増える場合や、作業難度が高くなることによる取引価格の引上げ要請があれば、必ず速やかに受注者と協議の場を持つこととしている。【情報サービス業】

#### ⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

- ・ 協議用のフォーマットをあらかじめ受注者と共有しており、受注者が労務費転嫁を言い出しにくい場合は、この用紙に記載して提示してもらうこととしている。【映像・音声・文字情報制作業】

# 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（改正後）④

取引先と価格交渉を行うための準備として価格転嫁ツールを積極的に活用することが有効(以下は埼玉県の「価格交渉支援ツール」の例)

- 価格交渉のエビデンス資料を簡単に作成できるツールを開発(令和5年2月)
- 日銀や厚生労働省のデータを基にしているため、全国で利用可能(34道府県から埼玉県ウェブサイトへリンク)
- 令和7年2月に労務費データを追加する等、随時機能を更新

## 1, 4 2 2品目の値動きを表示！ 価格交渉支援ツール

- ✓ 価格交渉を行う際、エビデンス資料として活用できる
- ✓ 埼玉県HPから無料でダウンロード可能

### ツールの活用方法

- ① 「価格交渉支援ツール」をダウンロード
- ② 「価格交渉支援ツール」を起動
- ③ 「業種」等を選択
- ④ 主要品目の価格上昇率等が表示
- ⑤ 資料を印刷し、価格交渉の場で活用
- ⑥ 適切な価格転嫁を実現

得意型支援でも活用！  
「価格交渉に役立つ得意型支援」  
で検索

埼玉県 価格交渉支援ツール

### 価格交渉支援ツール 資料イメージ

令和7年12月 現在

主要原材料費等の推移

毎月中旬に基礎データを更新

毎月中旬に基礎データを更新  
【掲載データの更新月】

国内企業物価指数	前月
輸入物価指数	前月
企業向けサービス価格指数	前々月
毎月統計発表済	前々月

・ 1, 4 2 2 品目から選択可能

・ 両面印刷で最大10品目表示

・ 日銀の各種指数や厚生労働省の毎月勤労統計調査を基礎データとして使用

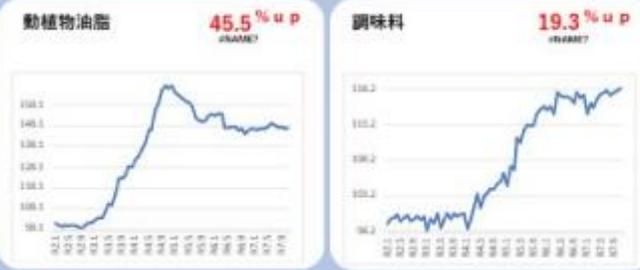
・ 国の基礎データから、県が分かりやすく増減率を算出

食料品製造業 令和7年12月 現在

## 主要原材料費等の推移

- ✓ 本資料は、国の公式データ（日銀の企業物価指数等）を基に、埼玉県が主要原材料費等の推移をグラフにまとめたものです
- ✓ 価格交渉の際のエビデンス資料として御利用ください

令和2年1月 からの増減



注：「国内企業物価指数（令和7年発表）」、「輸入物価指数（令和7年発表）」、「企業向けサービス価格指数（令和7年発表）」は日銀の毎月発表のデータ。本資料は令和7年12月1日現在、直近の発表済データに基づき算出。【輸入物価指数】については、価格の単位は「輸入」の単位が異なる。

## 基本設定

基本情報を選択してください

掲載年度（開始時期） 令和2年(2020)1月

参考業種

建設業	繊維・衣服等卸売業
食料品製造業	飲食品卸売業
物産工業	建築材料等卸売業※2
印刷・複製業	機械器具卸売業
プラスチック製品製造※1	飲食店
金属製品製造業	産業物処理業
生産用機械器具製造業	不動産賃貸業・管理業
輸送用機械器具製造業	物品賃貸業
道路貨物運送業	情報サービス業

※1 「プラスチック製品製造業」は「プラスチック製品製造業」を指す  
※2 「建築材料等卸売業」は「建築材料、松竹・金属材料等卸売業」を指す

業種名(最大10文字) 食料品製造業

グラフ表示

グラフ表示	グラフ表示品目名
グラフ1	米
グラフ2	砂糖
グラフ3	動植物油脂
グラフ4	調味料
グラフ5	豚乳
グラフ6	鶏卵
グラフ7	食肉
グラフ8	事業用電力
グラフ9	道路貨物輸送
グラフ10	人件費

グラフ1は「創庫分析」シートで詳細な分析ができます。グラフ1の欄目を入れ替えたい場合は、「詳細設定」シートで変更ができます。

### ★印刷をしたい場合

プレビューを確認し、チラシ下部が一部切れてしまう場合は、「ページ設定」→「拡大/縮小」で縮小して調整してください

### ★品目を入れ替えたい場合

品目を調整する場合は、「詳細設定」シートを

# 価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

## 価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

（発注者） 御中

○年○月○日

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日  
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

(例)

	単価	数量	金額	(備考) ①単価(円) / ②単価上昇率(%)
材料・品番				
・・・				
小計	円			

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成。

<記載上の注意事項>

労務費においては、自社だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

(例)

	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考) 単価 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺
電気代					
・・・					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

(例1)

改定前の 労務費総 額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースア ップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労 使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売 上比率	金額
円	円	%	円

(例2)

現在の労務 費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
円/人・日	人・日	%	円

小計 円

4 その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費、外注費（※仕入れ先の労務費等も含む）等  
小計 円



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH



サイト内検索

ホーム 公正取引委員会 報道発表 独占禁止法 下請法（取適法） フリーランス法 スマホソフトウェア CPRC 相談・申告・情報提供  
について 広報活動 競争促進法 (競争政策研究センター) 手続等窓口

ホーム > 取引適正化に向けた公正取引委員会の取組 > 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

## 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に係る取組

持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。その取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁指針）を策定しています。

### 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

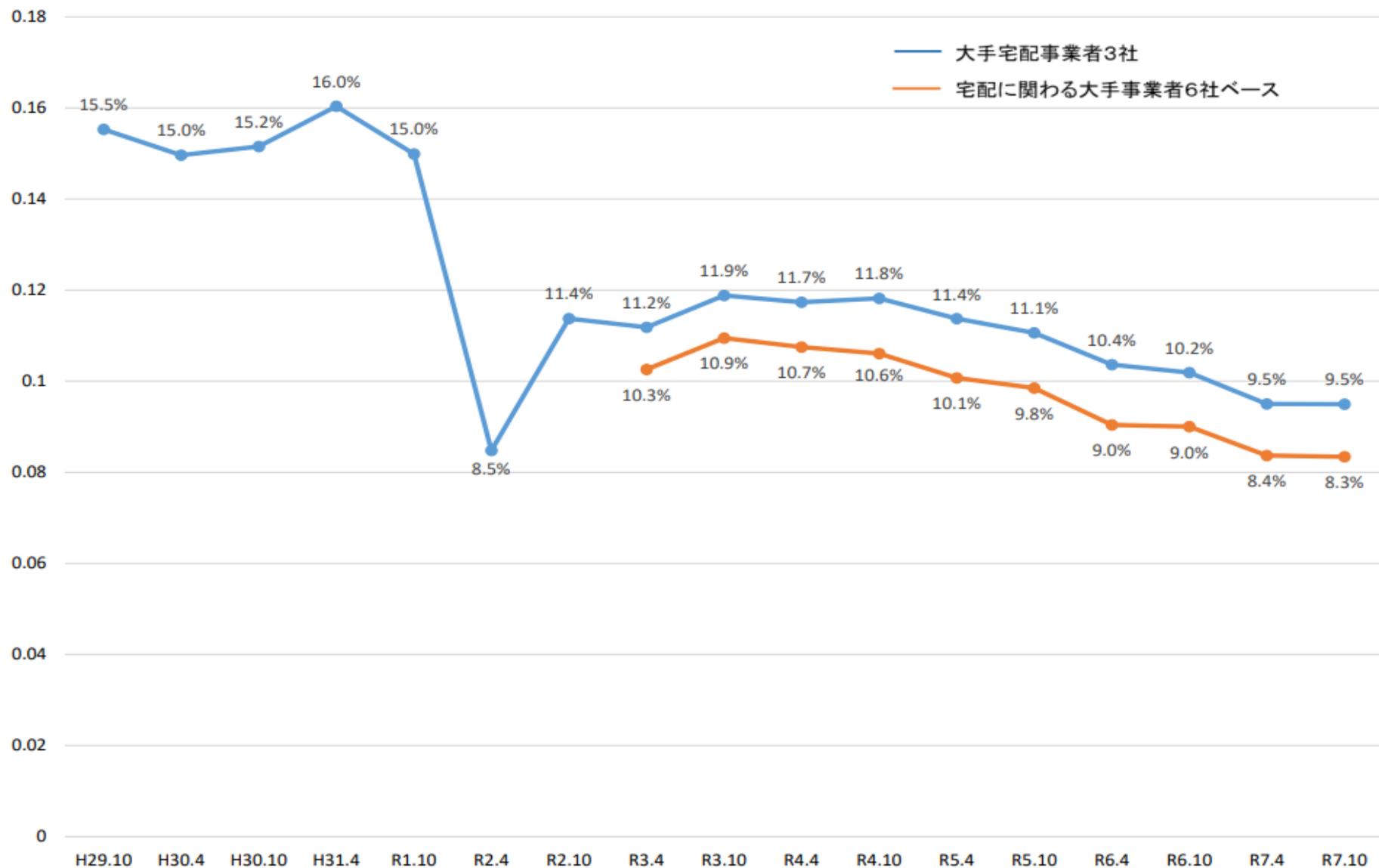
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（本文）
- 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（PDF） (787 KB)
- 別添（価格交渉の申込み様式（例）） (27 KB)
- 説明資料 (725 KB)
- (令和5年11月29日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について

### 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針に関する動画



[https://www.jftc.go.jp/partnership\\_package/index/roumuhitenka.html](https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index/roumuhitenka.html)

## 実態調査に基づく宅配便の再配達率の推移



令和 8 年 1 月 5 日  
 港湾局港湾経済課港湾物流戦略室



## 令和8年度コンテナターミナルゲートの高度化に対する補助事業の公募を開始します

～コンテナターミナルにおける生産性の向上と労働環境の改善に向けて～

国土交通省は、コンテナターミナルにおける生産性向上や労働環境改善のため、令和元年度から「ヒトを支援するA1ターミナル」の実現に向けた取組を行ってまいりました。

その一環として、コンテナターミナルにおけるコンテナの搬出入に係るゲート作業を迅速化・効率化するため、令和6年度にコンテナターミナルゲートの高度化に必要な施設の整備に対する補助事業を創設しました。

本日から、本事業でコンテナターミナルゲートの高度化を行う補助事業者の公募（令和8年度）を開始します。（応募〆切：令和8年2月3日）

### 1. 事業概要

コンテナ船の大型化によりコンテナ積卸個数が増加することで、トレーラーの来場時間が特定の日に集中し、ゲート前での渋滞発生の要因となっています。また、近年、労働力人口の減少や高齢化の進行により、港湾労働者やトラックドライバーの不足が懸念されています。今後も将来にわたって働き手を確保するためには、労働環境を改善し、職業としての魅力を向上させる必要があります。

これら課題を解決するため、コンテナターミナルにおけるコンテナの搬出入に係るゲート作業を迅速化・効率化するために必要な施設の整備に対する補助事業を行い、コンテナターミナルゲートの高度化を支援します。

### 2. 公募期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月3日（火）17：00

### 3. 応募要領および提出書類の様式

応募要領および提出書類の様式は、添付資料をご参照下さい。

※本公募は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募するものです。補助事業者の決定や予算の執行は、令和8年度予算の成立が前提となりますのであらかじめご了承ください。

#### 【問い合わせ先】

港湾局 港湾経済課 港湾物流戦略室 小林、山田

代表：03-5253-8111（内線：46854、46643）

直通：03-5253-8628

hqt-ct-gate★gxb.mlit.go.jp ※「★」を「@」に置き換えて下さい。

## 港湾機能高度化施設整備事業

（コンテナ荷役システム高度化支援施設）

### コンテナターミナルゲート高度化

#### 令和8年度応募要領

#### ■応募期間

令和8年1月5日（月）～令和8年2月3日（火）17：00必着

#### ■問い合わせ先

国土交通省港湾局港湾経済課

港湾物流戦略室 小林、山田

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

連絡先 Tel.03-5253-8111（内線 46-854、46-643）

03-5253-8628（直通）

Eメール:hqt-ct-gate★gxb.mlit.go.jp

※「★」を「@」に置き換えて下さい。

※本募集は、令和8年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募するものです。補助対象者の決定や予算の執行は、令和8年度予算の成立が前提となりますのであらかじめご了承ください。

# コンテナターミナルゲート高度化に対する補助事業

- コンテナ船の大型化によるコンテナ積卸個数の増加のため、トレーラーの来場時間が特定の日時に集中し、ターミナル前での渋滞発生の要因となっている。
- また、近年、労働者人口の減少や高齢化の進行により、港湾労働者やトラックドライバーの労働者不足が懸念されており、将来の担い手の確保のためにも、労働環境の改善が必要である。
- これらの課題を解決するため、ターミナルゲート作業を迅速化・効率化するための高機能なゲートの導入を支援する。

## <現状のゲート作業>

- 書類のやり取りやダメージチェックといった現場での作業が発生。
- ターミナルの入場には、車両1台ごとに、これら全ての作業が完了する必要がある。(1台あたり最大3~5分程度要する。)
- これに加えて、ゲート前での渋滞による待機時間が発生。



ターミナル内の行先(プラカード)を手交 目視でのコンテナダメージチェック

## <高機能なゲートの導入>

- 来場予約システムの導入による、来場するトレーラーの平準化、予約情報の確認の効率化。
- ダメージチェックシステムの導入による、コンテナの目視確認の効率化。
- 搬入情報の事前照合、ターミナル内行先指示の電子化、その他書類のやり取りの効率化。



## 事業概要

### 【対象事業】

- コンテナターミナルゲートの高度化に必要となる施設の整備

### 【補助対象者】

- 民間事業者

### 【対象港湾】

- 苫小牧港、仙台湾港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、水島港、広島港、関門港、博多港

### 【対象施設】

- コンテナターミナルゲートの高度化に必要となる施設 (埠頭保安設備の一部として整備されるゲートの本体部分は除く)

### 【補助率】

- 1/3以内

### 【事業選定プロセス】

- 公募方式の事業選定スキームにより、応募のあった事業計画の内容を審査した上で、事業者や事業実施港湾等を決定。

# 中小企業・小規模事業者関係予算等のポイント (令和7年度補正予算・令和8年度当初予算案)

## 基本的な課題認識と対応の方向性

- 労働供給制約をはじめ、物価高、米関税など厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者における賃上げ環境整備に向けて、官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、企業の事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援を行うとともに、早期の経営改善・事業再生や事業承継・M&Aによる事業再編促進、伴走支援体制の強化などを実施
- 小規模事業者の活性化や社会課題解決に向けた地域における取組に対しても、引き続き支援
- 一連の施策に加えて、重点支援地方交付金の活用を推奨

中小企業等関係予算	令和7年度当初・令和6年度補正	令和8年度当初案 + 令和7年度補正
	879億円 + 5,235億円 ※中対費全体 (R7当初) : 1,080億円	889億円 + 8,364億円 ※中対費全体 (R8当初案) : 1,079億円

## 【1】官公需も含めた価格転嫁・取引適正化の更なる徹底

- 令和8年1月施行の中小受託取引適正化法・受託中小企業振興法の周知徹底や厳正な執行を進めるとともに、取引Gメンによる取引実態調査、価格交渉促進月間FU調査等による発注者への指導等を徹底
- 国・地方自治体から民間への請負契約等の単価の見直しなど、官公需における価格転嫁も促進

- **中小企業取引対策事業【30億円】 + 【7.6億円】**  
価格交渉促進月間、取引Gメン等による取引実態の把握、取適法の厳正な執行、取引上げのみでの相談対応等を実施
- **「価格交渉促進月間」(9月・3月)の実施や、取適法の執行強化、振興法に基づく「指導・助言」、発注者名公表を通じた実効性向上、取引Gメンによるヒアリング、「パートナーシップ構築宣言」の実効性の向上、官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の策定・徹底等**

## 【2】事業規模や成長ステージに応じた企業成長や生産性向上に係る支援

- 飛躍的な成長を目指す事業者や、持続的発展を目指す事業者など、企業の事業規模や成長ステージに応じて、成長投資や、生産性向上に向けたデジタル化、販路開拓等の設備支援等を後押し

- **中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】**  
※中小企業成長加速化補助金、デジタル化・AI導入補助金、小規模事業者持続化補助金、事業承継・M&A補助金
- **中堅等大規模成長投資補助金【4,121億円】**  
中堅・中小企業が、賃上げに向けた省力化等による労働生産性の技術的な向上と事業規模の拡大を図るための大規模な投資を支援 (R7補正で新規公募分として基金2,000億円を措置し、100億宣言企業向けに、551,000億円程度を確保)
- **新事業進出・ものづくり補助金【既存基金の内数】**  
中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を高い新市場への進出等に係る設備投資等を支援
- **省力化投資補助金【既存基金の内数】**
- **成長型中小企業等研究開発支援事業 (Go-Tech事業)【122億円】 等**  
大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、研究開発等に係る取組を支援。また、「イノベーション・プロデューサー」を通じたイノベーションの創出支援

## 【3】早期の経営改善・事業再生、事業承継・M&Aによる事業再編の促進

- 資金調達への円滑化と金融規律の強化を図りながら、経営改善・事業再生・再チャレンジを支援
- 経営者の高齢化が進む中、事業承継の円滑化を図りつつ、再編等を契機に変革に挑戦する企業を支援
- **中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円】 + 【74億円】**  
財務上の課題を抱える中小企業等に対する収益力改善、事業再生や、後継者不在の中小企業等に対する事業承継・事業引継ぎを支援
- **日本政策金融公庫補給金【169億円】 + 【40億円】 出資金【40億円】**  
米関税の影響を受ける事業者への措置を含む、日本政策金融公庫からの融資における金利を引下げするための利子補給
- **中小企業信用補充制度関連補助事業【32億円】 + 【152億円】**  
経営改善や事業再生に取り組む中小企業へのモニタリング強化等の信用保証制度等を通じた資金繰り支援等を実施
- **認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【101億円】**  
認定経営革新等支援機関を活用して経営改善計画の策定やフォローアップを支援
- **後継者支援ネットワーク事業【3.5億円】**  
後継者同士の切磋琢磨できる場を創出し、既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競うイベントを開催
- **中小企業生産性革命推進事業【3,400億円】(再掲) ※事業承継・M&A補助金 等**  
事業承継前の設備投資、M&A時の専門家費用、M&A後のPMI時の専門家費用及び設備投資、再チャレンジに伴う事業費用等を支援

## 【4】伴走支援体制の強化

- 多様な経営課題に対して、プッシュ型を含む伴走支援を複数の支援機関を通じて提供
- **中小企業活性化・事業承継総合支援事業【139億円】 + 【74億円】(再掲)**
- **中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【33億円】 + 【49億円】**  
※事業環境変化対応型支援事業の内数  
各都道府県へよす支援拠点を設置するとともに、よす支援拠点の中に、専門サポーターが相談対応・伴走支援を行う生産性向上支援センターを設置するなど、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備
- **小規模事業者対策推進等事業【62億円】**  
商工会・商工会議所等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援
- **地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【14億円の内数】 + 【53億円の内数】**  
地方公共団体による小規模事業者の経営の改善発達などを支援。また、地方公共団体による複数の支援機関が連携した伴走支援モデル創出を支援
- **中小企業基盤整備機構運営費交付金等【193億円の内数】**  
中小企業の多様な経営課題に対する専門家によるハンズオン支援や、新規に海外市場の獲得を目指す事業者に対する輸出支援等を実施
- **事業環境変化対応型支援事業【148億円】**  
様々な事業環境変化の影響を受ける中小企業・小規模事業者への相談や各種支援施設の活用を促すべく、中小企業団体等と連携した支援体制を強化
- **認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金【101億円】(再掲) 等**

## 【5】小規模事業者の活性化、社会課題解決に向けた地域における取組支援等

- 多様な経営課題を抱える小規模事業者への支援を推進するとともに、地域の社会課題解決に向けた取組や災害復旧等の取組を支援
- **小規模事業者対策推進等事業【62億円】(再掲)**
- **小規模事業者経営改善資金融資事業 (マル経融資)【26億円】**  
商工会・商工会議所等の経営指導を受けて経営改善に取り組む小規模事業者を対象に、無担保・無保証人の低利融資に係る財政措置
- **事業環境変化対応型支援事業【148億円】(再掲)**
- **中小企業実態調査委託費【20億円の内数】**  
セゾラ企業創出・育成のためのエコシステム定着に向けた調査・分析  
セゾラ企業による社会課題解決事業を支援する地域の関係者を中心としたエコシステムの定着を推進  
・地域中小企業人材確保支援等調査・分析  
人材活用ガイドラインの普及と運用、副業・兼業人材、女性、高齢者等の多様な人材の組織的な活用を促進
- **中小企業基盤整備機構運営費交付金等【193億円の内数】 等**  
安寧意欲のある商店街等による地域の主体と連携した事業推進体制の強化等に向け、専門家派遣を通じた伴走支援等を実施  
<災害支援>
- **なりわい再建支援事業等による被災地域の復興支援【268億円】**  
令和6年能登半島地震等、令和3年・令和4年福島県沖地震、令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業等が行う施設復旧等を支援
- **地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【14億円の内数】 + 【53億円の内数】(再掲)**  
阪道指定災害に関する自治体連携補助金の補助上限引上げや災害防衛法適用を受けた災害からの復旧支援

## 税制改正事項

- **中小企業技術基盤強化税制 (拡充・延長)**  
「繰越税額控除制度 (3年間)」の創設を行うとともに本税制の期限措置の適用期限を3年間延長する
- **事業承継税制 (拡充等)**  
法人版 (特別措置) 及び個人版事業承継税制 (贈与税・相続税ともに100%を課す) について、特例承認計画等の提出期限の延長 (法人版 : 令和9年9月末、個人版 : 令和10年9月末) を行う。また、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する
- **中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置 (拡充・延長等)**  
30万円の基準額を40万円に引き上げる等の措置を講じた上で、適用期限を3年間延長する
- **不動産取得税の特例措置 (延長)**  
事業譲渡を行った際に発生する不動産取得税を一定割合軽減する措置について、適用期限を延長 (2年間) する
- **インボイス制度の円滑な定着に向けた措置 (その他)**  
先税事業者からの仕入に関する特例 (8割控除) について、控除可能割合の引下げベース・幅を緩和し、最終的な適用期限を令和13年9月末まで延長する。インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置 (2割特例) について、個人事業者については納税額を売上税額の3割とする経過措置を、さらに2年間に限り講ずる (令和9年・10年分において利用可能)
- **中小企業向け賃上げ促進税制 (継続・一部見直し)**  
防衛的賃上げを迫られる中小企業については、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け、現行制度を維持する (大企業向け措置は令和7年度末で終了、中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し)

# 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

## 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

### 貨物自動車運送事業法の一部改正

#### 1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

#### 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを確保

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

#### 3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

#### 4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック（いわゆる「白トラ」）の利用を禁止（罰則付）荷主等に対しては是正指導も実施

### 貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

#### 1. 基本方針の策定

##### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備

##### (2) 財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

#### 2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

#### 3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置  
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

## トラック運送事業の適正原価に関する実態調査への協力依頼について

### 一般貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年6月に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上を図り、持続可能な物流を実現するため、事業許可の更新制や適正原価制度が導入されることとなりました。

この度、国土交通省では、貨物自動車運送事業法改正の趣旨を踏まえ、適正原価の設定にあたってトラック事業者の原価構造の実態等を把握するため、標記調査を実施いたします。

本調査は、貨物自動車運送事業法第60条第1項及び貨物自動車運送事業報告規則第3条に基づき臨時的報告を求めるものであり、回答の義務がある調査ですので、必ずご回答いただきますようお願い申し上げます。

なお、調査結果は統計的に処理し、個別事業者の情報を外部に開示することや、運輸支局や労働基準監督署による監査等に使用することはありません。「適正原価」に関するご実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

◆実態調査 ご回答期限： **令和8年2月20日（金）**

#### 【本調査の実施主体】

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課

東京都千代田区霞が関 2-1-3

#### 【本調査のお問い合わせ先】

まずは、以下のWEBサイトにアクセスいただき、ご質問への回答が解明又は掲載されているかご確認ください。

[解説動画はこちら](#)



<https://mlit.site/ask>

[Q&Aはこちら](#)



<https://mlit.site/faq>

上記 WEB サイトで疑問点が解決しなかった場合には、以下の連絡先までお問い合わせください。

・メールアドレス ask@mlit.site  
・FAX 03-6273-0485

TEL:050-3642-4507 (メール、ファクスによるお問い合わせが確実です)

※オペレーター対応時間：月～金（祝日を除く）/9時～18時

※お電話は大変混み合いますので、つながらないことが多いため、電子メール、FAX での問い合わせにご協力をお願い申し上げます。

※アンケートの内容、回答方法の詳細については、同封の回答要領をご参照ください。

## WEBサイト

一般貨物自動車運送事業

# 適正原価に関する 実態調査

ログイン



### 調査への回答方法

- 1 「実態調査の回答を開始」をクリック
- 2 事業者情報・ログイン情報を登録
- 3 ダッシュボードから調査に回答

実態調査の回答を開始  
(サインアップ)

本調査の実施主体は国土交通省です

類似した案内があった場合、調査URLをご確認ください。

[国土交通省のページを開く](#)



#### よくあるご質問

調査やシステムについての  
Q&A



#### 調査回答用 エクセルファイル ダウンロード

調査票の記入例やテンプレ  
ート



#### お問い合わせ フォーム

個別のご質問はこちら



### 相談窓口

WEBフォーム・FAQ・FAX・メールなど  
各種お問い合わせ方法をご案内しています

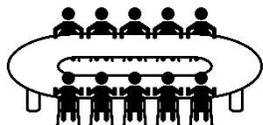
[相談窓口へ](#)

## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ①

- **国土交通大臣は**、トラック運送事業に係る運賃及び料金について、**燃料費、全産業の労働者一人当たりの賃金の額の平均額を踏まえた人件費、減価償却費、輸送の安全確保のために必要な経費、委託手数料**、事業を継続して遂行するために**必要不可欠な投資の原資**、公租公課等の、適正な事業運営の確保のために通常必要と認められる費用を的確に反映した積算を行うことにより、**「適正原価」を定め、告示することができる。**



- (1) これに伴い、**「標準的運賃」は廃止**する。
- (2) 適正原価は、一般貨物運送事業者だけでなく、**軽貨物運送事業者**、特定貨物運送事業者についても設定することができる。
- (3) 適正原価の設定にあたっては、**運輸審議会への諮問**が必要。



## 2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限 ②

- **トラック運送事業者**は、自らが引き受ける貨物の運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 **受注者の義務**
- **トラック運送事業者・利用運送事業者**は、他のトラック運送事業者の行う運送を利用するときは、その利用する運送に係る運賃・料金が、適正原価を下回ることとならないようにしなければならない。 **発注者の義務**

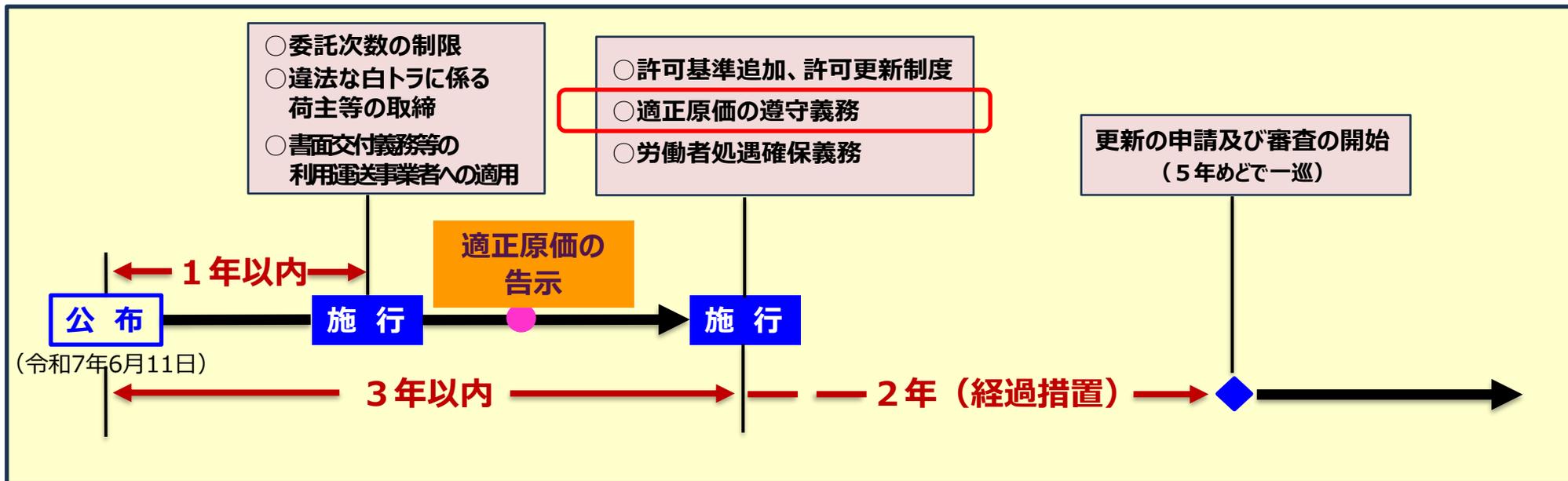


- (1) 一般貨物運送事業者だけでなく、貨物利用運送事業者（第一種自動車・第二種集配）、軽貨物運送事業者、特定貨物運送事業者に対しても適用される。
- (2) 事業許可の有効期間である5年間を通じた総運行距離、総労働時間等を勘案し、出来る限り簡便かつ客観的に判断しうる判定基準を設定することを想定。

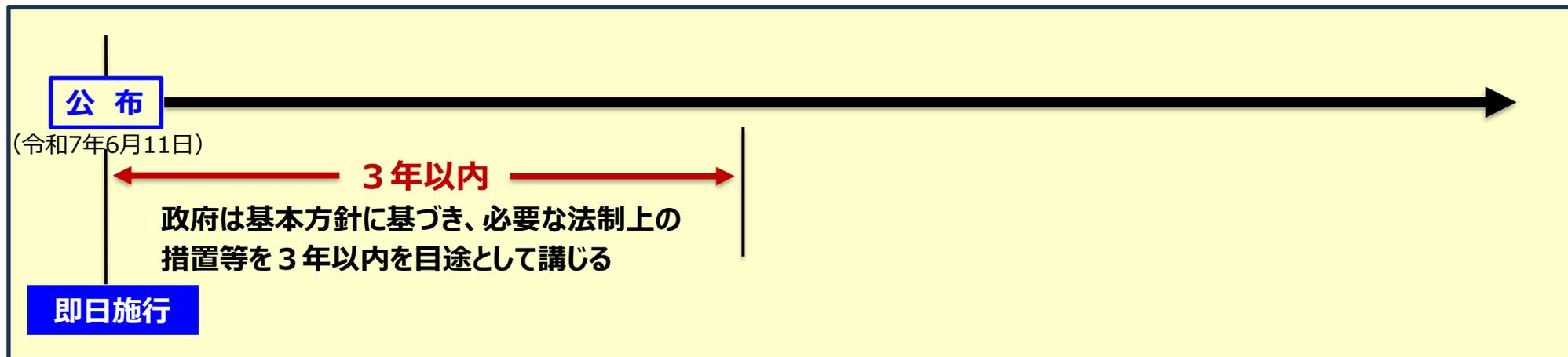


# 6. トラック適正化二法の施行時期

## 【貨物自動車運送事業法】



## 【貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律】



# プロドライバーの 健康管理・労務管理の向上、 飲酒運転防止による事故防止 に関するセミナー

参加費  
無料

国土交通省では、事業用自動車の運転者の健康や過労に起因する事故及び飲酒運転を防止するための取組の一環として、下記のプログラムによるセミナーを開催いたします。

運送事業者等の皆様におかれましては、ぜひこのセミナーにお申込みいただき、今後の事故防止対策の参考にいただければ幸いです。

日時

2026.2.3 (火) 13:15~16:30

- ・ 12:30 受付・入室開始
- ・ 13:15 講演開始

開催形式

対面&オンライン同時開催

- 対面(会場)  
TKP東京駅大手町カンファレンスセンター ホール22G  
東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル22階
- オンライン(Zoom)

定員

- 対面(会場) 100名
- オンライン(Zoom) 900名

対面参加、オンライン参加ともに、参加には「事前申込」が必要です

申込受付期間 2026年1月13日(火)14時~

- お申込は対面(会場)用とオンライン用と別々のリンク先からのWEBでのお申込になります。お申込みの際は、お間違いないようにご注意ください。
- 先着順で定員に達し次第、受付を締め切らせていただきます。

## 一般聴講者(報道関係者以外)の方の参加申込方法

※ 1回の申込で登録できるのは1名のみです。

複数名聴講希望の場合、人数分の申込が必要です。

- ① 下記申込アドレスから参加申込ページに進み、必要事項を入力してください。(注1)
- ② 申込開始日時は、令和8年1月13日(火)14時です。  
(定員に達した時点で申込受付終了となります)

### 対面(会場)

- 申込が完了した方にはEメールで申込完了メールをお送りします。(注2)
- 本セミナー開催約1週間前にEメールで受講票をお送りします。(注2)
- 当日は、送付された受講票を受付に必ずご提出ください。受講票がない方は、入場をお断りすることがございます。予めご了承ください。なお、ご都合により代理出席となっても差し支えありませんが、その際は、名刺等をご用意ください。



対面でのお申込みはこちら

<https://sjnk-rm.smartseminar.jp/public/seminar/view/3548>

### オンライン

Zoomによるオンラインセミナーとなります。Zoomへの接続は、ZoomアプリケーションをインストールしたPC・スマホ等もしくはインターネットブラウザからも可能です。なお、Wi-Fi環境でのインターネット接続を推奨します。

なお、Zoom接続にかかる通信費用は聴講者様負担となります。

- セミナー開催の前日までにEメールでオンラインセミナー参加のためのURLをお送りします。(注2)
- セミナー資料は本セミナー開催前日のリマインドメールでご案内します。



オンラインでのお申込みはこちら

[https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN\\_2Xe236\\_cSwyKfBeQaTMSyw](https://us06web.zoom.us/webinar/register/WN_2Xe236_cSwyKfBeQaTMSyw)

注1:

申込受付は、本セミナーの運営を国土交通省より委託している「SOMPOリスクマネジメント株式会社」が行います。また、ご入力いただいた個人情報は本セミナーに係るご連絡のみに使用します。

注2:

申込完了メールおよびセミナー参加のためのURLを「mfukuda96@sompo-rc.co.jp」より送信します。申し込みの際は、これらのメールを受信できる設定としておいてください。セミナー情報の送付はお申込み後に自動送信メールにて行われる予定です。メールが届かない場合は、迷惑メールフォルダなどに振り分けされていないか確認の上、お手数ですが、下記問い合わせ先までご連絡ください。申込完了メールの送付をもってお申込みが確定します。(定員に達した場合、「受付は終了しました。」と表示されます。)

お問合せ先: SOMPOリスクマネジメント株式会社 モビリティコンサルティング部  
担当: 福田・植村 (お問い合わせ時間 平日9時から17時)  
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル27階  
TEL:050-5364-1293/050-5364-1395 e-Mail:mfukuda96@sompo-rc.co.jp